

## 保育所等における新型コロナウイルス感染症への 対応について

8月6日に県知事より、メッセージが発信されました。ステージⅢへ引き上げられ8月22日まで爆発的感染拡大警報が発令されています。保護者や園児が感染した場合の対応の仕方を詳細にわたって通知されましたのでお知らせ致します。園としましても園児や保護者への人権には十分に配慮しつつ、適切な対応を考えていますのでご理解、ご協力をお願いします。

### 1. 保護者が濃厚接触者の場合

当該保護者の児童については、保護者の検査結果が判明するまで、自宅待機の取扱いとします。

#### ① 保護者の検査結果が「陰性」であった場合

当該児童は接触者等としてPCR検査を受ける可能性はないので、当該児童は登園して差し支えない。ただし、PCR検査を受けた保護者は、感染者と最後に接触してから2週間は自宅待機が求められるので、その間は当該保護者による送迎は控えるよう要請すること。

#### ② 保護者の検査結果が「陽性」だった場合

当該児童は濃厚接触者としてPCR検査を受けることとなるので、2週間の自宅待機の取扱いとする。

##### (ア) 児童の検査結果が「陰性」だった場合

当該児童は2週間の自宅待機とし、健康観察を行う。

##### (イ) 児童の検査結果が「陽性」だった場合

施設の保護者への説明を行う。

施設においては、市保健所による疫学調査が実施され、当該児童の濃厚接触者等が特定される。

## 2. 感染拡大防止

- ① 保育所等の登園に当たっては、登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱(内服中を含む。以下同じ。)や呼吸器症(以下「発熱等」という。)が認められる場合には、利用を断る取扱いとします
  
- ② 過去に発熱等が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとします。  
このような状況が解消した場合であっても、引続き当該子どもの健康状態に留意してください。

## 3. 教職員や園児が陽性の場合、園の対応

- ① 保健所の疫学調査が入り、濃厚接触者の確認をします。その間、園内の消毒をします。
- ② 疫学調査が終了するまでは「臨時休園措置」となります。(概ね 2~3 日)  
疫学調査の結果を踏まえ、市保健所と協議した上で改めて期間を通知します。